教育委員会会議の議事録（平成２８年８月定例会）

◆　日　　時　　平成 28 年 8 月 23 日（火曜日）午後 2 時

◆　場　　所　　上杉分庁舎　教育局第１会議室

◆　出席委員　　教育長　大越　裕光
教育長職務代理者　　吉田　利弘
委員　　永広　昌之
委員　　草刈　美香子
委員　　今野　克二
委員　　齋藤　道子
委員　　加藤　道代

◆　会議の概要

１　開　　　会　　　　午後 2 時

２　議事録等承認
（１）6 月定例会，7 月臨時会，7 月定例会 議事録承認

３　議事録署名委員の指名　　　　永　　広　　委　　員

４　報　告　事　項
（１）　仙台市榴岡図書館の指定管理者の公募開始について
（市民図書館長　報告）

資料にもとづき報告

吉 田 委 員　　指定管理者制度に変り、どのような効果があったか。

市民図書館長　　現在指定管理に移行した３館のうち２館の指定管理者を丸善が担っているが，２館体制ということもあり，広瀬から榴岡に異動した者もいる。図書館で働きたいというスタッフにより住民に身近な密着したサービスに取り組まれており，定例の監査においては新たな工夫も見られ，またお客様からのアンケートでも良い評判をいただいている。前向きに取り組んでいただいている結果だと評価している。

今 野 委 員　　図書館の職員には，市職員とパート職員がいるかと思うが，指定管理者制度に移行した場合，市職員は配置転換されると思うが，パート職員はどうなるのか。

市民図書館長　　これまでの実例を見ると，市職員は他へ人事異動となるが，臨時職員の場合は，指定管理者の面接試験を受け，そちらに採用になった事例もある。それぞれ指定管理者が独自に図書館で働きたいという人材，あるいは資格を持っている人材を募集している。正社員もパートもいるが，中にはパートから始まって常勤の職員になるという方も見受けられる。

教　　育　　長　それは，榴岡で指定管理が始まった５年前のときにそうだったという話か。
市民図書館長　その３年前に広瀬が始まっているので，指定管理に至ってから大体８年を経過する中で，そういう状況が見られる。
教　　育　　長　現在の榴岡図書館は指定管理となって１期目をやっているので，現在，ここに市の職員はいない。指定管理を受けている会社の職員を中心に管理していただいている。
齋　藤　委　員　現在の指定管理の団体も，今回の募集にも応募資格はあるのか。
市民図書館長　ある。
教　　育　　長　既に今受けている団体も含めて応募するのは可能ということである。
草　刈　委　員　万が一指定管理者が代わった場合は，職員の方は改めて採用試験などを受けるようになるのか。
市民図書館長　そういう方もいらっしゃるかもしれないが，新たに指定管理者となった会社とそれまでの指定管理者の会社との引き継ぎのもとで，職員を採用していくという形になる。

（２）　仙台市教育委員会の独自要望活動について

（総務課長　報告）

資料にもとづき報告

（３）　平成28年度指定都市教育委員・教育長協議会の要望活動について

（総務課長　報告）

資料にもとづき報告

永　広　委　員　神戸市の教育長が代表して活動されたということだが，要望項目の県費負担教職員制度の見直しという点について，何か文科省の反応について聞いているか。
総　務　課　長　特段の反応があったかということについて報告は受けていないが，まずは要望を受け止めるというような状況だったと聞いている。
教　　育　　長　これは文科省だけの問題ではなく，裏付けとなる財政措置については指定都市市長会の財政担当会議でも動いており，そちらで税源移譲の問題や交付税措置の問題などをしっかり総務省のほうに要望していると伺っている。こちらの要望と財政局の要望との両輪でしっかり要望していかなければならない。

移譲については来年４月にスタートするところだが，今はどのくらいの財源措置があるのかを見極めている状況と聞いている。不足面があれば，当然，今後もしっかり要望していく必要があろうかと思う。

この内容等についてはこれまでも何度かお話したところだが，引き続き，指定都市と連携して要望してまいりたいと思う。今後もお気づきの点があればいつでもご意見いただきたい。

５　協　議　事　項

（１）　教育課題について

（総務課長　説明）

資料にもとづき説明

齋　藤　委　員　英語教育に関して小学校高学年の件だが，週 1 コマの 45 分に加えて，15 分ずつの時間を合わせて 2 コマにしたいとお考えのようだが，学年の先生方の話し合

いによっては，例えば 45 分の１コマを１週間のうちに設けることも可能ということか。それがこの柔軟な時間割編成を可能にするということにつながるのか。

教育指導課長　週の時間割は各学校で編成しているので，お話のような形もとれると思う。

今野委員　小学校の英語の教科化ということだが，中学校の先生の専門性を高めるということの中には，ネイティブであるとか，何年か海外に行った経験があるとかということも含まれるのかと思うが，中学校でネイティブの先生はどの程度いらっしゃるのか。また，小学校でもネイティブに近いような先生を今後増やすというような考えはあるのか。

ネイティブの発音を知っている先生じゃないと，残念ながらその発音を聞いて学んでも，海外に行ったときにほとんど通用しないというのが我々の時代の英語教育だったとも思うので，そのあたりの現状をお伺いしたい。

教育指導課長　ネイティブの割合については手元にデータがないが，ＡＬＴを中学校に配置しているので，日本語の英語教師とＴＴを組み，ＡＬＴがネイティブの発音を生徒に指導してもらっているというのが現状である。小学校についても，必要に応じてＡＬＴを中学校から招聘して，ネイティブの英語に触れるといった外国語活動を取り入れているところである。

教育長　中学校，高校には外国人の方々をアシスタント・ランゲージ・ティーチャー、つまりＡＬＴという形で配置している。小学校に関しては中学校のＡＬＴをうまく活用していくということが課題になっていると思う。それで全部充足するかという問題もあるので，英語の教科化の実施までに整理して進めていかなければならないと思っている。

吉田委員　かつて高学年に外国語活動というものが導入されたときに，先生たちの駅前留学という言葉が学校内に流行するような事態になった。教師はそれなりに頑張っていくと思うが，外国語に関する授業が３年生から始まるとなると，単純計算して小学校の教員の３分の２は外国語を知らないといけない。

研修という１つのパターンもあるけれども，これから教員になろうとする人たちのことを考えると，各教育委員会としても教員養成課程のあり方に言及しなければならない，今，そういう状況に入っているということを強く感じている。

教育長　ご指摘の通り，今後の英語科に関して，現在の小学校の先生については研修にしっかりと努めていく必要があるとともに，これから先生になろうとする人たちに対しても英語科を踏まえた授業をこれから担当するんだという前提で考えていただくようになる。もちろん大学とのそういう連携もしていかなければならないだろうし，今後，29 年度からは仙台市で単独採用を行うので，そのところも踏まえて新しい学習指導要領に対応できる教員を求めていくようになる。そういう採用の点においても踏まえるべき観点になろうかと思う。

永広委員　新課程では小学校の時間数が大幅に増えるのだが，それは「慣れる」という意味では多少の意味はあるかもしれないが，根本的にはほとんど何の効果もないのではないか。ある一定の時間数，英語の教育をやれば英語力がつくのであれば，もう今の中学校，高校の教育で十分つくはずである。恐らくそうではなくて，中身の問題なのだろう。

新しい課程でも時間数が問題ではなくて，例えばどういうＡＬＴをどういうふうに活用するかというようなところをもっと詰めないと大きな効果というのは上がらないし，英語に削られた時間の分だけ別の教科が減るわけなので，そちらのマイナス分がまた出てきてしまうというだけになってしまわないか。

もちろん，優秀なＡＬＴが人数として十分いるわけでもないし，小学校の先生の英語力がすぐ簡単に高められるわけではないと思う。それでも，単なる時間数の問題ではなくて，中身をどうするかというところを中心に検討を進めていかな

ければならない。

教育指導課長　新しい学習指導要領では，学習の方法として主体的・対話的で深い学び，アクティブ・ラーニングというところが強調される。当然，英語科に関してもそういった学習方法を取り入れて子どもたちに必要な資質・能力を培っていくというところが大事になってくるかと思う。市側としてもそのあたりについて，研修や各学校への指導・支援をしてまいりたいと思っている。

学校教育部長　小学校高学年については 35 時間を 70 時間に，中学年については新たに 35 時間の授業が新しい課程で加わるが，これはほかの授業を削ってというわけではなく，新たにこの時間が増えるということになる。

吉田委員　市教委だけの問題ではなく全国的な問題だが，今までモジュールという形でやっているが，それらは例えば計算とか漢字力とか繰り返し学習であり，スキルである。そこに今，文科省がアクティブ・ラーニング，主体的な学習というものを提唱している。しかし，ごく限られた時間でやらなければならない。そこにどうしても矛盾を感じてしまう。そこをどう解決していくか。文科省がこうだからこうだと受け止めるだけではなくて，やはり仙台市でも独自のあり方というものを考えていったほうがいいと思う。時間は限られていて，単純に増やすということもできないという矛盾もあるのだが，しっかり受け止めていただきたい。

齋藤委員　大学での教員養成課程が根本的に変わらない限りは難しいというところは，やはりこれから先考えていくべきだと思う。しかし，すぐには変えられず，その間どうしたらいいのかということを考えていかなくてはいけない。今のところ中学校は専門性を持った英語科の先生がいらっしゃるので，例えば小中連携で中学校の英語の先生がお手伝いに行くという形もあろうかと思う。教員の多忙化の問題もあるが，何かしらの形で小中連携がとれていくうちに小学校の先生方も構えないで英語に取り組んでいけるのではないかと思う。

教育長　英語に関する小中連携は１つの考え方，手法としてはあろうかと思う。ただ，小学校，中学校の物理的配置の状況にもよると思うので，先ほどのＡＬＴも含め，幾つかの手法を組み合わせながら充実を図っていくようなことを考えていく必要があるだろう。そういうご意見として聞かせていただいた。

加藤委員　評価のことだが，従来型の英語教育であれば，これだけの言葉を覚える，文法ができるなど，書くとか読むとかいうような部分で，生徒も保護者も評価の指標が比較的分かりやすい。しかし，活動型での，さらに小学校中学年でという年齢段階での明確な評価指標というものがどういう形で出てくるのかが１つ心配だ。柔軟な活動をしていただきたい一方で，評価のための一定の水準，一定の基準がないと公平な評価がされないということもあり，そのあたりをどのように考えられているか。

教育指導課長　現状でも既に外国語活動を実施しているが，「聞く」「話す」を中心としたコミュニケーション能力の素地を養うということも資料に書いてあり，その活動から子どもたちの学びを見取っているところである。新学習指導要領に変わったとしてもこの外国語活動の部分は変わらないだろうと考えている。

ただ，外国語科となると今度は教科書がつくられ，中学校と同じになるので，評価ということが当然ついて回る。しっかりとしたエビデンスに基づいた説明ができるよう，評価規準や判断基準のところを研究していかないとならない。

教育長　国のほうでは今後，ガイドライン的なものを示されるようになるのか。

教育指導課長　文科省からの指導資料という形で，評価についてもある程度例示されるだろうと思っている。それなども参考にしてまいりたい。

教育長　今回の資料は，中教審の教育課程部会の特別部会でのもので，最新の情報ではあるが，確定しているわけではない。これから国がきちんと確定した上で様々に

通知も指導も行われていく。概ねこういう流れでいくということが分かるのでご説明させていただいた。

草刈委員　研修の件だが，小学校外国語活動研修として希望者及び教職７年経験者の方々に研修を行うという，この７年と書いたのには何か意味があるのかどうかお教えいただきたい。

教育指導課長　できるだけ経験年数のまだ少ないうちに，英語についての研修をしっかり積んでもらいということで７年というところをターゲットにした。毎年７年目の教員を対象にした研修を行い，小学校では 2020 年に全面実施されるので，それまでにある程度の力をつけて教壇に立ってもらいたいという思いである。

草刈委員　先ほどから教員には高度な英語力を求められるという話があったが，私は少し違う視点がある。余り高度な英語力を求め過ぎると，教員を目指す方の門を閉じてしまわないかという懸念がある。もちろんある程度の英語力は必要だが，やはり小学校教員というところでは，児童たちとコミュニケーション能力を高められるような素質のある方をぜひ見つけていただきたい。子どもたちとともに楽しくコミュニケーション能力を高めて，それが道徳教育などにもつながっていけるような形にしていただきたいと思った。

教育長　中学校英語とは当然異なるので，中学校と同等以上の専門性が求められるわけではないだろう。だた，日常会話など基礎基本というものを今まで以上に教えるという形にはなろうと思う。この点についてはまだ進行形で，我々も準備が十分整っているわけではない。こういう段階で皆さんとご意見を交わし，事務局のほうでも整理した上で，今後の準備を進めてまいりたいと思う。

加藤委員　語学，言葉というのはツールなので，ここに書かれているように，やはり背景にある文化とか多様性というものへの尊敬の念とか，そういった文化交流や国際化の広い意味でのグローバリゼーションのところに標的を当てていくということも重要な視点かと思う。ツールだけだとつまらなくなっていくだろうし，やはり興味や関心が広がってツールが必要になっていくという順序もあると思うので，そういった面でほかの地理とか歴史といったところともつながりながら，楽しんで子どもたちが学習できれば良いと思う。

教育長　国においても４年後の東京オリンピックを１つの基準年にしているわけだが，そこでは多文化交流で多くの外国の方々と触れ合う場面が多くなる。子どもたちには英語への触れ合いを通し，英語への関心をさらに深め，今後，国の内外で活躍できる能力を培っていってほしい。その能力はやはりコミュニケーション能力があって，そこにツールとしての外国語、主に英語という形になるのだろう。教える側はそこをしっかり意識することが肝要と思う。

今，英語の関係を中心にお話があり，一部アクティブ・ラーニングについても話があった。アクティブ・ラーニングに関しては大きな総論的なところではどこの教科でもこういう姿勢で主体的に学んでいくということで，いわゆる応用問題等にも対応することになる。

２つ目の道徳の教科化について，少しお話し合いが可能であればと思うが，何か補足等はあるか。

教育指導課長　一番大きいのは検定教科書が導入されるというところ。それから教科になるので外国語科と同様に評価が伴うとこと。評価については今まさに学識経験者の方々が集まってどのような評価が望ましいのかというところの議論を積み重ねているところで，間もなくその内容が国から届くかというところである。

教育長　小学校道徳が平成 30 年度，中学校が 31 年度，そして小学校英語が 32 年度から開始ということであり，今，いろいろと動きが変わっている。

吉田委員　道徳の授業を経験したというところでお話ししたいが，教員としては，指導す

れば子どもたちがどのくらい成長したのかということを確かめたいという気持ちもある。ところが，道徳心というものはなかなか表に出るものでもなく，確かめる方法がないということに対する不安もあって，できれば避けたいという気持ちがある。しかし，やはり道徳というのは大事だと。そういう意味で教科化という形でしっかりと位置づけたことは，私はいいことだと思う。

今までの「領域」という１つの分野から，「教科」という形に位置づけが変わる。そうすると授業形態も変わってくるわけだが，授業のあり方も変わるのであれば，そのようなことを踏まえて，教育センターでは研修や研究の内容をどうされているのか教えていただきたい。

学校教育部参事　道徳の教科化を見据え，今までのような徳目的な道徳から，子どもたちの考えを引出し，議論するような道徳にするにはどうしたらいいのかということで，調査研究を進めている。文科省の調査官や東京の大学の先生をお呼びして，研究協力校を指定して中学校と小学校でそれぞれ研究授業を行っている。昨年度から３年間の計画で，研究授業に各先生方に参加していただき，市内の学校に広め，深めているところである。

吉　田　委　員　いい方向に向かっていると思う。決して教科になったから一定の結論に結びつけるような道徳であってはならないし，ある意味学習形態のオープンエンド的なもので，子どもたちがアクティブ・ラーニングで議論して，そこに道徳的思考力を高めていくとか，そういう授業であってほしいと思うので，今のあり方でいい方向に行っていると思う。

教　　育　　長　従来の道徳から道徳科ということになって，単にスライドするのではなくて，「考える道徳」というような方向に授業内容が変わっていくということが望まれている。そういうところで教員側の研修も準備のあたりから進めていくということになる。この辺は先ほど言ったように評価という点が一定程度国から示されると，一層網羅的な研修が必要になってくるということである。

永　広　委　員　道徳を科目として教えるのはいろいろな問題があるという気がする。もちろん例えば個の尊重のようなことをきちんと子どもたちに考えさせるというのは重要だが，ここで扱うのは心の問題というところがあり，それを数字として評価できるのかという問題がついて回る。

有識者の会議のようなところでどういう評価をとられるのかよく分からないが，その辺をかなり慎重に検討されるというか，私もどうしろという具体的なものはないが，個人的に考えて評価ということが妥当な科目ではなさそうな気がする。

教　　育　　長　この資料にあるように，数値評価ではなく，児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握することがポイントとなる。そうすると定性的な評価ということになる。

永　広　委　員　定性的なのだが，定性にしても，「よくできた」とか「ある程度できた」というふうにできるのかという問題がある。

教　　育　　長　国も相当考えられているところなので，そういう点をちょっと見据えたい。永広委員がおっしゃったような方向のことは検討されているのではないか。前からこの点については，数値評価は難しいという話が言われていたかと思うので，国の考えを待ちたいと思う。

アクティブ・ラーニングについては何か補足、ご意見はあるか。

吉　田　委　員　何回も申し上げているが，なぜ今この時期にアクティブ・ラーニングかというのはなかなか理解できないところがある。なぜなら，ゆとり教育と言われた経験主義という教育の時代にたっぷりと時間があって，学習内容も少ないときに初めてそういう学習形態が成立できるということがある。何かこれを提唱するだけの背景があるのかと思うが，文科省などからその辺りの説明というのはなかったか。

教　　育　　長　この必要性，なぜこの時期に出てきたかというところで，教育指導課で説明で

きることはあるか。

教育指導課長　先ほどから話題にしている授業力，趣旨，ルールについては，これまでも新教育課程特別部会の公募で意見を取りまとめたものの中に書いているが，例えば小学校，中学校と総合的な学習の時間の中では，子どもたちがまさに自ら問いを立て，その問いを追究しながら実社会や実生活と自分との関わりを考えながら自分がこの先どういうふうに生きていったらいいのかというようなことを追究する，非常によりよい学びの姿が見られてきた。これはまさに主体的な学びであり，深い学びというような捉えがまずあった。これまでの学習指導要領に基づいた学習指導の成果として文部科学省は押さえているようだ。

そういった子どもたちのより良い学びを具現するためには，やはり日頃の指導方法の不断の見直しが必要だということが視点としてあり，そことの関連でアクティブ・ラーニングというものが出てきた。あくまでもアクティブ・ラーニングという型に授業をはめ込むということではなく，日頃の授業を見直すための視点ということでアクティブ・ラーニングというものを見てほしいということを文部科学省では言っている。この視点として対話的な学びができているかとか主体的な学びができているかとか，自ら問いを持って自分で考える場面を持てるような授業が展開されているかというところの見直しをしっかり図ってほしいということで，文科省はこのアクティブ・ラーニングを重視しているというところだと認識している。

永　広　委　員　アクティブ・ラーニング拠点校を指定して，そこで深い学び，対話的な学び，主体的な学びの視点から質的な改善を図ると書いてあるのだが，余り具体的ではない。対話的学びとか主体的な学びというのは，例えば今の小学校の理科の教科書はまさにそういう立場で書かれていて，子どもたちが自分の目で観察したり，自分の手で実験したりした結果を人に伝えて，クラスの中で議論して論理的にいろいろなことを考えていくという内容にちゃんとなっている。あれはまさにアクティブ・ラーニングで，今の教科書をその通りにやればこんなことをわざわざ打ち出す必要は全くない。

そういう意味で，ここでアクティブ・ラーニングという項目だけを取り上げて深い学びだとか対話的な学びだとかという視点を挙げても恐らくうまくいかなくて，ＡＬ校で一体何をやるのか，具体的にどんなことをやるのかというところを詰めないと結果は同じになる。

今，理科の話をしたが，理科だけではない。社会科の教科書だって他の教科書だって大体こういう立場で書かれている。むしろ教科書をいかに教科書に従って教えるかというところを重視すれば，もうそれで問題は解決されるのではないかと思うので，この問題設定は別にこれがだめだということではないが，少し絞ってやらないとうまくいかないと思う。

教　　育　　長　アクティブ・ラーニングは、時代時代で言い方は違ってもその考え方自体はこれまでもあったと思う。私なりの解釈だが，情報化で社会の変化が激しい中で，学校現場では教え方とのギャップに悩みを感じるところもあるかと思う。そこで，国としては親心として「アクティブ・ラーニング」という言葉で，改めて教えるスタイルを提案してきているのではないか。また，国際社会に通用する人材育成という背景から．教科を学際的に，いろいろな教科を組み合わせて物事を考えるような児童生徒を育成していくことを期待しているとも見て取れるのではないかと思う。

先生方の研修もある程度前提としながら，このアクティブ・ラーニングの方向になっていくと思うので，継続的に情報収集の上，さらに国からの指導等を踏まえて，この点をもう少し議論を深めていきたいと思う。ここで書いてあるのは必

要最小限のようなことなので，拠点校の成果のような話もまた教育委員の皆さんにご報告できるようにしていきたい。

１番目の学習指導要領に関する３つの項目について協議させていただいたので，次に移らせていただく。

次に，教育機会の確保・貧困対策に関するものということで３つ，フリースクール，夜間中学校の設置促進，学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策，これが主に国で進めているテーマである。

永 広 委 員　夜間中学の設置促進についてだが，この設置の目的として，学齢超過した後に就学を希望するなどの教育機会の確保ということだが，この学齢超過した後に就学を希望する者というのがよく理解できないのだが，中学校は義務教育なので基本的には皆さん義務教育を終えるということになっているが，ここで対象としている人たちは何らかの理由があって義務教育課程を終えなかった方，終えることができなかった方と理解していいのか。

教育指導課長　そもそもこの夜間中学だが，これについては戦後の混乱期の中で生活困窮などの理由から昼間に就労あるいは家事手伝いといったものを余儀なくされた学齢生徒の方々がたくさんいたことから，こういった方々に義務教育の機会を提供することを目的として昭和 20 年代に初等中学校に付設されたというのが歴史的な背景である。そういったところでこの中学校夜間学級というものが生まれてきている。

教　　育　　長　今のは歴史的な背景の説明だが，現在では，中学校は一応は卒業する。例えば不登校で卒業式には来られなかったり，授業時数が足りなかったりということがあるかと思うが，そういう方も学齢を超過しても対象者になるかどうか。

教育指導課長　例えば出生届が出されないで無戸籍になっていたり，保護者からの虐待とか犯罪被害に遭ったりして居所が不明になったりして通学できなかったというようなケースも現在はある。そういったことを想定している。それから，今回特別な事情として発育不完全とか病弱という理由で就学できなかったというようなことも特別な事情として含まれているということで，国からは通知の中にそういったことも出されている。

教　　育　　長　そうすると，義務教育未修了者はもちろん対象になるが，一応修了はしているが学び直したいという人たちも入るという理解になるかと思う。

永 広 委 員　夜間中学をつくることによって何をするのか。単位修得ではないが，卒業したと認定をするというところに主眼があるのか，それとも学びたい方に学んでいただくというところに主眼があるのかというところがよく分からない。後者であれば形態は余り気にしないでいい。例えば有志の方が今開いておられるようなものに援助をするということでも済むが，そうではなくて認定ということが入ると，これはきちんと制度的なものにしなければいけない。そのあたりがこの文章を読んでもよく分からなかった。

学校教育部長　国でもまだ明確にこの制度を立ち上げるというものではなく，現在は研究の段階になっている。これまで夜間中学というのは，形式的にも実質的にも中学校を卒業していない方がおり，そういった方々に卒業の認定を与えるのが目的だった。今後については形式的には中学校を卒業しているが，例えば不登校等で実質的に義務教育を受けていないという子どもたちの学び直しといったところも含めて検討はなされている。また，外国人で日本の教育を受けていない方もいる。そういう方々も含めてこの夜間中学で学ぶ機会をということで検討が始まっていると理解している。

教　　育　　長　恐らく国では今までの基本プラスアルファのような形を都道府県に１校は普及してほしいということである。その辺り，宮城県と仙台市の現状について次長から説明いただきたい。

次　　　長　この夜間中学に関しては文部科学省の補助事業があり，このたび県教委と仙台市教委とで共同で補助事業に申し込んだところ，正式に認定を受け承認されたので，例えばどういうニーズがあるのか，あるいはそのニーズに添ってどういった開設の仕方があるのかといったところを今年度の途中から県教委と共同で研究をしていくといったところで今進めている。

先ほど部長の話にもあった通り，国の方針とかがまだはっきり出ていない部分があるが，まずは宮城県・仙台市のニーズを探るようなことが取っかかりになると思っている。

教　育　長　宮城県・仙台市の研究はスタートしたところである。

それから，ここの下のほうに４と書いてある自主夜間中学は民間の方々の有志，任意によるもので，ある意味で生涯学習という分野になる部分である。単位取得などというものには余り関わらず，学びたい人を受け入れている。「不登校だったけれども，もう１回勉強したい」「中学校を出たけれども，もう１回しっかり勉強して基礎を学んで仕事に少しでも生かしたい」というようなところで，運営者に対して私どもも若干協力しているところがある。生涯学習部長に補足してもらう。

生涯学習部長　「仙台に夜間中学校をつくり育てる会」という民間の元教員の方や元会社員の方などで構成されているところが，平成 26 年 11 月に開設し，間もなく 2 年が経つというところである。私どもとしてはこういった市民の方の学び直しや生涯学習活動について支援するという観点から，教材や教科書の貸与，生徒や講師の募集チラシの配布について協力するなどの支援を行っている。

現在，活動は市民活動サポートセンターで行われているが，定期的な場所の確保についてもこの会からご相談を受けており，交通の利便性なども考慮しながら，場所の確保についても私どもとしても検討しているという状況である。

加藤委員　県教委とともにこれから実践していこうとしている夜間中学と，ここに記されている自主夜間中学は別物と考えたほうがいいのか。

次　　　長　別物と考えている。文部科学省のほうで夜間中学についてどういったものということがはっきり示されていないこともあるが，基本は別にして研究は進めていくことになると思う。

教　育　長　要は公立夜間中学のあり方について県教委と市教委で少し共同研究を開始するところだと捉えている。そして，この自主夜間中学は全くの民間の方々の活動なので，こちらを邪魔するとかということではない。公立の自主夜間中学ができるとなれば共存共栄だと思われる。ニーズも必ずしも一致するかどうか分からず，もう少し広い・狭いが出てくるかもしれないし，そういう点ではバッティングしないような配慮は当然必要だと思う。自主夜間中学の方も将来は公立の夜間中学があればというお話もしたりしている。自分たちは自分たちで今行動を開始して，こういうことをやっているということを我々にもお知らせしてくれている。

仙台を中心として県内でそのくらいの潜在的ニーズというものがあるのか数字的なものがない。もう少しそのあたりを研究するということである。夜間中学なるものが必要なのかをもう少し積み上げていかなければと思っている。

草刈委員　学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の推進というところで，２番目に放課後学習支援を挙げているが，私は貧困対策と結びつけてしまうことには少し違和感がある。確かに経済的な事情のある子どもは学力が不十分だという話もあるが，放課後学習支援に参加されている子どもは全てがそういう方でもないということもある。どのようなお考えでこちらに入れられたのか伺いたい。

学校教育部参事　放課後学習支援は，授業だけではなかなか学習が定着しない子どもたちを中心

に，放課後や長期休業の中で，教員が指導していくということが主である。また，学校支援地域本部によって地域の方々や大学生などにより支援を受けている学校もある。例えば貧困のご家庭とか，所得を理由とした学習支援というのは，学校ではなかなか難しいところがる。

一方，福祉含みとなるが，健康福祉局で厚生労働省の補助事業で生活保護を受けている家庭の子どもたちを中心に，ＮＰＯに委託した形で区ごとに拠点をつくって月数回その子どもたちの学習を支援するという取り組みがある。また，震災の被災を受けた児童生徒や震災後の親の収入減ということで学習塾になかなか通えない子どもを対象に土・日曜日を中心として「タダゼミ」という学習支援の取り組みもある。

子どもたちの貧困対策とはストレートにはいかないが，そういうところを合わせて，子どもたちに学力をつけるというところで取り組んでいる。

教　育　長　国が貧困対策に係る大綱というものをつくり、国全体で取り組もうという中で，文科省の部分，つまり学校でできることというと，金銭的支援というよりはむしろこういう先生たちのマンパワーによる放課後学習支援となる。そのものずばりの目的ではないが，教育の面でできることとして位置付けているということになろうかと思う。

草刈委員　例えば就学支援であれば，誰が援助されているか分からないが，放課後学習の場合は，誰がそれを受けているかというのはクラスの中で分かっているものだろう。そうしたときに，放課後学習が貧困対策のテーマの中に入っているということに少し違和感がある。

教　育　長　むしろ学力向上策とか，そういうものがメーンになる。

草刈委員　そういうネーミングがもう少しあるとすんなりいくと思った。

教　育　長　分類の点でのご意見と受け止め，事務局としても改めて検討したい。

加藤委員　今の学習支援のところもそうだが，本当に来てもらいたい子どもたちだけを集めるというのは，学校という立場ではなかなか難しい。それを所得によってまた切るというのはさらに難しいということになるので，広く網をかけて全体の中に本当に救ってあげたい子たちがそこに入ればいいという願いにも似たような形をとらざるを得ないと思う。そうであれば，本当に来てもらいたい子どもたちがどの程度この取り組みによって取り上げられているのかという調査も必要になると思う。

学校教育部参事　健康福祉局のところのＮＰＯのアスイクというところがやっている事業については，基本的にはそういうご家庭のお子さんに直接に声をかけて，お呼びしてやっている。また，先ほど申し上げたタダゼミについては，学校では所得では線引きできないので，ＮＰＯに申し込みをいただき，ＮＰＯのほうで家庭状況などを精査して参加を募っている。

放課後学習支援で学校が声掛けするところについては，所得というところではなく，あくまでも学習の定着度合いをもとに呼んでいる。来てほしい子どもがなかなか来なかったりする場合もあるが，そこは保護者にご協力と理解をいただいて，なるべく参加するように要請している。

教　育　長　この分野については国がこういう打ち出し方をした中で，自治体として何ができるかというのはまだ検討途中のところがある。その中で仙台市の現状をお示ししたところである。もちろん課題もある。そういうところが浮かび上がることで，今後の施策にもつなげていくヒントにもなると思う。今日はいろいろな課題を確認し合うということでご理解いただきたい。

次にフリースクールのことでご意見があれば伺いたい。

加藤委員　学校に通っている子どもたちは学校保健の枠組みの中で，例えば校医がいて健

康診断を受けるというシステムに乗っていると思うが，不登校の子どもたちというのはこういう点についてはどのようになっているのか。フリースクールというのはそういうこともカバーできるのか。

教育相談課長　お答えになるか分からないが，フリースクールについては平成 25 年度から仙台市版のガイドラインを作成して，そのガイドラインの要件に合うかどうかということを調査しているのだが，その要件の中には健康診断にかかる項目は入れておらず，そのあたりの把握はしていない。

教　育　長　学校に登校していない子どもの健康診断については，後ほど健康教育課からお答えさせたい。

今，仙台版のガイドラインという話があったが，もう少しそのあたりの概要を説明してもらう。

教育相談課長　フリースクールについて，義務教育の捉え方や相談指導のあり方，相談指導スタッフ，施設設備について，学校・家庭とどれぐらい連携しているかとかいう 11 項目を設定し，概ねこの要件に合えば，フリースクールに通っていることを「出席」として認めるというところで対応している。

教　育　長　以前は，フリースクールは学校ではないので，出席とは認めないという扱いだった。しかし，授業としてある程度成り立っているようなところもあり，一定の基準を満たしていれば，出席扱いにするという弾力的な扱いへ広げたところである。そのようなフリースクールが今 10 校中 3 校ある。

仙台市教育委員会では 25 年度からこうした対応を実施しているが，国のほうもフリースクールについても選択肢の 1 つとするように方針を修正した。今後，法案なりに追加する動きがあろうかと思う。もう少し固まってくると国でも改めて通知等が行われると思われるが，これについても新しい話題として今回お出ししたという状況である。

仙台市には 10 校あるが内容は様々。現状のフリースクールについて説明できることはあるか。

教育相談課長　ＮＰＯだったり，通信制の高校が絡んでいたり，あとは公益財団法人だったり，運営主体はさまざまである。

教　育　長　内容，人数ももちろんさまざまであることから，「フリースクール」イコール「学校」というのではいろいろと課題があると認識している。ただ，国がフリースクールについて何かしら後押しするような形になれば，今まで以上に児童生徒の選択肢として広がっていく可能性もある。学校で学ぶことが基本ではあるが，学校に無理矢理引っ張っていくことが必ずしもその子にとってプラスとはならない場合もある。

永　広　委　員　公的な機関として適応指導センターがあるわけだが，仙台市として民間でやっている部分をどう位置づけていくのかということがもうひとつ明確でない。つまり，民間のほうがぜひ出席扱いとしてほしいと言ってきた場合に仙台市として助言し，申請については審査をするのか，それとも仙台市として民間施設もできる限りレベルアップするようにというような方針に立つのかがよく分からない。

教育相談課長　現在，把握しているフリースクールに関しては調査対象として，そこに毎年調査をかけてガイドラインに沿ってやっているかどうかということを把握しているが，そこからそれを積極的に活用していこうという部分については，まだ検討中である。

教　育　長　出席扱いを認めてほしいと要望があったときに，ガイドラインに該当していれば良いが，それを無視して認めるというところまでは至っていないという意味での説明だったと思う。

永　広　委　員　無視して認めろということではなくて，ここの書き方だとかなり受け身である。

受け身ではなくて，本来は学校に行くのはもちろん第一義で，それがだめな場合は適応指導センターということになるのだろうが，それでもうまくいっていない部分があるというのが現実であり，国はその現実対応として今いろいろな動きをしようとしているわけなので，もちろん第一義的な指導は別として，仙台市としてやはり民間施設をどうするのかという方針を持っていいのではないか。つまり受け身だけではなくて，少なくともその指針に合うような形に持っていくという助言を与えるとか，そういうことがあってもいいのではないか。

理　　　　事　フリースクールについて一定の条件を満たした場合には，指導要録上の出席扱いにするという考え方は，基本的には文科省の通知が大もとにある。「杜のひろば」などもそうだが，学校に行けない子どもが学校に行くことを目指していろいろな準備や，活動，取り組みをしているということに着目して，それを評価するという観点から，出席扱いにするという考え方である。

文科省でもそういった意味で在籍校とフリースクールの施設との連絡関係がきちんと取れているかとか，ある一定の計画に基づいた学習活動がなされているかとか，項目としてはいろいろあるが，仙台市はそれをより弾力化してポイントを絞って，最小限のものが認められていればそこは指導要録上の出席扱いにしようという判断をして今取り組んでいる。

また，仙台市では，民間施設のフリースクールとの意見交換会のようなものを年１回程度定期的に行っており，そこで仙台市の考え方もご説明している。今の段階では，フリースクールでのいろいろな取り組みを積極的に仙台市が承認するというよりも，考え方の基本としてはやはり学校復帰に向けたある程度の活動，取り組みをしていただいた場合に出席扱いにするという点に理解を求めている。従って，フリースクールによって，学校復帰という考え方ではなく，子どもたちの自由な活動の場としてやっていきたいというところもあれば，仙台市の考え方に近づけるように取り組みたいといったお考えを表明されているところもある。

今のところの民間施設フリースクールに対する仙台市のスタンスとしては今申し上げたとおりだが，国のほうでフリースクールあるいは夜間中学も含めた学習機会をどう保障するかということの法案が，前の国会に提出されて継続審議になっているということも聞いているので，義務教育の小中学校における学校以外の場については，新たに国のほうの位置づけなり，それをどう捉えるかという部分が示された場合には，仙台市としてもさらにそれを検討していくという状況になろうかと思う。

教　育　長　仙台市としては，国の枠の中で可能な限りでフリースクールの弾力的対応をしているので，この国のスタンスがさらに超えるような，もっと広がるような指針が出ればそれに合わせていくことになるかと思う。

齋藤委員　今お話は，資料の中にある国の制度の概要でいくと市町村教育委員会の教育支援委員会というような立場になるということか。

理　　　　事　ここに書いた国の制度の概要の「教育の機会の確保（案）」とあるが，これが今，継続審議となっている法律の概要かと思う。今は，フリースクール等において一定の条件を満たした場合に出席扱いにしているのだが，これはさらに進んで保護者が自分の子どもに合った学習計画のようなものを作って，それが教育委員会で承認されれば自宅であろうがフリースクールであろうが別な機関であろうが，そこで一定の学習をしたという場合に出席扱いのような形に認めるというような内容になっているかと思う。

ただ，この場合の大きな問題は，小中学校という学校の場で義務教育という位置づけをしているので，それとの関わり合い，それに対する影響もいろいろ出てくるかと思われる。そういった意味で，今審議が継続されていると伺っているが，

果たしてこういう形で最終形になるかどうかは私どもとしても注視してまいりたい。

齋　藤　委　員　現在，児遊の杜や杜のひろばに通っている子どもたちの様子は，在籍の学校との連絡ノートのようなもので通じているのか。

教育相談課長　在籍校とは文書でのやりとりもしているし，定期的な会を開いて学級担任に来てもらって，そういった中で情報交換して，いろいろその子にとってどういった対応が学校復帰に向けて必要なのかといったところで情報交換している。

齋　藤　委　員　フリースクールの場合でも，児遊の杜や杜のひろばのような形で学校と何かしら結びついているようなものが今後はフリースクールにも求められていくのだろうと思う。そのあたりはやはり学校から切り離すのではなく，学校ととにかくつながっているというあたりを重視していただきたいと思った。

教　　育　　長　少し駆け足だったが，きょうは大きくマル１からマル６まで協議させていただいた。これらに関しては，節目節目でまた情報が出てくるので，その都度，皆様にはお伝えしたい。後半のマル７以降については次回９月の定例委員会でご協議させていただきたい。

６　付　議　事　項

第 24 号議案　平成 27 年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

（総務課長　説明）

原案の通り決定

第 25 号議案　平成 29 年度仙台市立鶴谷特別支援学校高等部入学者選考方針について

（特別支援教育課長　説明）

吉　田　委　員　３の学校諸検査はいろいろ行われるが，合否の基準みたいなものについて配慮をなさっていると思う。その配慮しているようなものがあれば教えていただきたい。

特別支援教育課長　入学者の選考に当たっては，鶴谷特別支援学校に選考委員会を設けて厳正を期し，調査書，面接票，作業の基本的な活動や基本的な運動，集団活動の観察，保護者の面接をもとに総合的に判断して行う。選考委員会では鶴谷特別支援学校が中度，重度の知的障害児のための学校であることを踏まえて，いわゆる選抜試験とは異なり，課題となる活動への取り組みの様子を含めた総合的な評価で合否を判断していると伺っている。

吉　田　委　員　一律の基準をもってだけでは合否を判断できないと思っているが，その辺の配慮をぜひよろしくお願いしたい。

教　　育　　長　最近，小学部，中学部の車椅子の子どもが少し増えている。小中と上がってきて体も大きくなってくるが，高等部では 10 年ぐらい前に校舎を増築して新しくして，廊下もかなり広くして，今の車椅子にも対応できるようになっている。むしろ小学１年生とかのほうの対応が今求められているところである。課長のほうで補足があれば。

特別支援教育課長　校舎の環境に対しては，その都度その都度車椅子の子どもの配慮に関することであれば，震災後に２階，３階に上がっていた車椅子の子どもたちの安全面を配慮して，１階のスペースを車椅子の子どもたち専用の教室にということで，今年度，現在工事をしており，中学部の子どもたちにとって来年度以降は１階のフロアで過ごしやすい環境をつくっていただいている。

原案の通り決定

総　務　課　長　先ほどの協議で加藤委員からご質問のあった件について、健康教育課の準備ができましたのでご説明申し上げたい。
教　　育　　長　それでは健康教育課長。
健康教育課長　フリースクールなどに通う児童生徒への健康診断の対応については、在籍校での受診が原則だが，様々な事情で登校していないというようなこともあるので，学校側としてはせっかくの機会でもあるので受診するよう働きかけている。校医の診療所や医院が近くであれば，そこで受診してもらうような案内もしている。また，尿などの検体の提出については，保護者の方に学校に持参していただくなど対応している。

第 26 号議案　市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について
（秘密会）

１．　仙台市学校条例の一部を改正する条例

（学事課長　説明）

原案の通り決定

２．　平成 27 年度決算の認定

（総務課長　説明）

原案の通り決定

第 27 号議案　仙台市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る市長への意見の申出について
（秘密会）　（スポーツ振興課長　説明）

原案の通り決定

７　そ　の　他

事　務　局　次回定例教育委員会は９月２３日（金）に開催する予定である。

８　閉　　会　午後 4 時 25 分